

外来感染症対策向上加算について

院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- 感染管理者である院長を中心に従業員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患が疑われる場合は、動線を分けるための空間的・時間的分離を含む適切な感染下で診療を実施する体制を有しています。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

当院では、厚生労働省の規定に基づき 2024 年 6 月 1 日より下記の加算を算定しています。

- 外来診療時の感染防止対策に係る外来感染対策防止向上加算（6 点）を月に 1 回算定
- 発熱その他感染症を疑わせる症状を呈する症状に対して適切な感染防止対策を講じて診察を行った場合、発熱患者等対応加算（20 点）を月に 1 回算定